

## 鈴鹿市高齢者福祉計画(第8次計画)(案)に関する意見公募における意見・対応一覧表

※募集期間:平成30年1月5日(金)～平成30年2月5日(月)

※意見提出者数:2名

※意見件数:23件

NO	ページ	意見	意見に対する考え方
1	—	<p>そもそもの論点として、この計画(案)において、過去の議会からの提言や市議会一般質問、広域連合議会での質問などが反映されていると考えられない。また、そのことがどのように議論されているかも見えない状況は、計画策定委員の方々に対しても失礼ではないかと考える。</p> <p>総合計画2023で地域づくりを推進する方向となっているにも関わらず、そのことについて、策定委員の方々がどれだけ行政から説明を受けられていたのか、行政側だけでなく議会も含めた議論も含めるべきと考える。</p>	<p>本計画は、鈴鹿亀山地区広域連合が策定する、第7期介護保険事業計画と整合性を図りつつ、これまでの取組の実績を評価した上で、本市における高齢者福祉の目標及び方向性を明らかにし、それらの実現に向けた方策を定めるものです。</p> <p>本計画の策定にあたっては、議会からの提言や一般質問も踏まえて作成した案を、鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会で審議し、さまざまな立場の委員から広く意見をいただいております。</p> <p>また、庁内関係各課職員からなる検討委員会においては、庁内連携により事業を推進していくための協議を行ってまいりました。</p> <p>さらに、市民アンケート調査やパブリックコメントなど、様々な人々に参画いただけるよう努めております。今後も、多くの方の意見を踏まえながら事業を実施してまいります。</p>
2	5	<p>20Pの意見のことから、5段落目の3行全文について、このままでは問題と考えます。日常生活圏域の考えを整理し、その上で7Pも整理しなおして、ここに記述すべきと考えます。</p>	<p>日常生活圏域の設定については、20ページに記載した4つの圏域で考えており、5ページの表記については、この圏域別での推計を記載したものですので、現行案のとおりとさせていただきたいと考えております。</p>
3	6	<p>年齢別人口の推移及び推計が出されているが、社会課題として明確にするために、それぞれに「生産年齢人口全体」の数値と推移を追加したものにすべきと考えます。</p>	<p>生産年齢人口の推移及び推計により、詳細な社会課題を明確にすることの必要性は認識しておりますが、本市においては、鈴鹿亀山地区広域連合の第7期介護保険事業計画に合わせ、介護保険の対象となる年齢別人口の推移及び推計により社会課題を明確にしていきたいと認識しておりますので、現行案のとおりとさせていただきたいと考えております。</p>

NO	ページ	意見	意見に対する考え方
4	7	図2-1-3について、提案で記述したような区分けにして考えるべき。	年齢別人口の推移及び推計により、詳細な社会課題を明確にすることの必要性は認識しておりますが、本市においては、鈴鹿亀山地区広域連合の第7期介護保険事業計画に合わせ、介護保険の対象となる年齢別人口の推移及び推計により社会課題を明確にしていきたいと認識しておりますので、現行案のとおりとさせていただきたいと考えております。
5	8	表2-1-2 日常生活圏域ではなく、学校区もしくは地域づくりの範囲で。個別に記述すべき。でなければ地域課題が認識しにくい。	表2-1-2は、4つの日常生活圏域別人口の推移及び推計を表したものです。本市においては、鈴鹿亀山地区広域連合の第7期介護保険事業計画に合わせ、4つの日常生活圏域の区分で統計をとっていることから、グラフや表についても、当該4つの日常生活圏域の区分の数値を用いています。また、本計画においては日常生活圏域の統計から各圏域での地域課題を認識し、解決に向けて検討していく認識ですので、現行案のとおりとさせていただきたいと考えております。
6	10.11	<p>① 図2-2-1の棒グラフは比較がわかりづらい。意味がほとんどないのではないか。</p> <p>② 図2-2-2の折れ線グラフについて、図2-2-1に同じものが記述されているが、表現の仕方が違うため印象が違う。どちらかに統一すべきではないでしょうか。</p>	<p>① 図2-2-1は、鈴鹿亀山地区広域連合の第7次介護保険事業計画に合わせ記載しているもので、本市の要介護認定者数の推移と推計及び介護度の内訳の推移と推計を表したものです。御指摘のとおり棒グラフは目盛幅を変更し、比較しやすくなるように修正いたします。</p> <p>② 図2-2-2は、要介護認定率の推移及び推計を県、国と比較したものです。両図の示す内容が異なるため、現行案のとおりとさせていただきたいと考えていますが、印象の異なる表現の仕方については、図2-2-1を修正し、図2-2-2に合わせるようにいたします。</p>

NO	ページ	意見	意見に対する考え方
7	12	表2-2-2 日常生活圏域ではなく、学校区もしくは地域づくりの範囲で。個別に記述すべき。でなければ地域課題が認識しにくい。	表2-2-2は、4つの日常生活圏域別要介護度別認定者数の推移及び推計を表したものです。 本市においては、鈴鹿亀山地区広域連合の第7期介護保険事業計画に合わせ、4つの日常生活圏域の区分で統計をとっていることから、グラフや表についても、当該4つの日常生活圏域の区分の数値を用いています。 また、本計画においては、日常生活圏域の統計から各圏域での地域課題を認識し、解決に向けて検討していくとの認識ですので、現行案のとおりとさせていただきたいと考えております。
8	14	①「(1)地域包括ケア体制の確立」の部分で、地域づくりと考え方が重なっていないことが記述されていない。議会の提言にもあることなので記述すべきと考えます。 ②「(1)地域包括ケア体制の確立」の部分で、「地域共生社会の実現」について触れられていないことは違和感があるので記述すべきと考えます。 ③「(2)生活支援・介護予防の推進」の部分で、「活動拠点の整備等」の部分がありますが、「公共施設マネジメントの動向を踏まえながら、活動拠点のあり方を」とするべきではないでしょうか。原文のままであると、新設がどんどんできるというニュアンスにとれるので。	14ページから16ページは、前期計画の取組からみた課題を整理したものです。 ①平成27年度鈴鹿市議会生活福祉委員会において「地域の単位を明確にし、地域の人口規模・事情を考慮した上で、住民ニーズに細かく対応できる組織づくりに努めること。」と提言をいただいておりますが、地域ケア会議のうち地域ケア圏域会議については、日常生活圏域内各所で開催されており、住民の声を聞きながら、住民ニーズに細かく対応できる組織づくりが地域ケア会議の実施で可能であるものと認識しておりますので、現行案のとおりとさせていただきたいと考えております。 ②地域共生社会の実現については、24ページの(3)地域共生社会と地域包括ケアシステムの深化・推進に向けての中で整理しております。 ③活動拠点の整備については、公設の施設のみならず地域住民が行うサロンの活動場所など様々な形態のものを考えており、地域の集いの場を増やすという観点から現行案のとおりとさせていただきたいと考えております。
9	15	「(3)認知症ケアと高齢者の尊厳を守るための支援の充実」の部分で、(2)にも記述されていないのですが、「認知症予防」の観点が見られないので記述すべきと考えます。	認知症予防につきましては、14ページの「(2)生活支援・介護予防の推進」において、「介護予防教室」の取組の中で、運動、口腔などのメニューと一緒に取り組んでおります。 また、第4章施策の展開の中でも33ページの「介護予防の普及啓発」の取組の中で記載しておりますので、現行案のとおりとさせていただきたいと考えております。

NO	ページ	意見	意見に対する考え方
10	16	<p>①「(5)住まいの確保」の部分で、空き家対策やあんしん賃貸事業なども記述しておくべきと考えます。</p> <p>②「(6)安心・安全の体制づくり」の部分で、3つめの内容ではコミュニティバスだけが記述されていますが、「今後の公共交通のあり方は、福祉支援の移動も含めて多様な手法が考えられ、それらについて地域住民と連携して検討する必要があります。」とすべきと考えます。</p> <p>③「(6)安心・安全の体制づくり」の部分で、項目を追加して「◆ 徒歩もしくは自転車で移動できる身近な生活圏で、食料品などを買うことができるように考える必要があります。」という一文を追加しておくべきと考えます。</p>	<p>①「第4章施策の展開」の部分で触れるべきものであることから、現行案のとおりとさせていただきますと考えております。</p> <p>空き家対策については、30ページの「(1)社会参加を目指した支援体制づくり」において記載している「高齢者同士が交流できる場の確保・充実を図ります」との表記に空き家対策も含まれると考えます。</p> <p>また、あんしん賃貸支援事業は44ページの「住宅の相談支援」の取組内容にその考えを記載しております。</p> <p>②文頭の「地域住民の移動の円滑化の検討」という表記に含まれると認識しておりますので、現行案のとおりとさせていただきますと考えております。</p> <p>③いただいた御意見の内容は、高齢者福祉施策の課題として捉えるよりも、地域課題の解決に向けた取組の中で整理していくものと認識しておりますので、現行案のとおりとさせていただきますと考えております。</p>
11	17	<p>「基本目標1」について、「地域共生社会(地域包括ケアシステム)構築の推進」のほうが良いと考えます。</p>	<p>高齢者福祉計画においては、24ページに記述したとおり高齢期のケアを念頭においた地域包括ケアシステム構築を目指していくため、現行案のとおりとさせていただきますと考えております。</p>
12	18	<p>① 17Pの指摘と関連して、このページでそれぞれがどのような関係なのか図で示しておくべきと考えます。</p> <p>②「成果指標1:生活コーディネーターの配置数」とおくのであれば、このページに配置についての基本的な方針を記述しておくべきと考えます。</p>	<p>①基本理念に基づき、それを支える2つの基本目標の関連性は17ページに示しております。</p> <p>また、25ページには、基本目標に向かって取り組む施策の関係性を示しておりますので、現行案のとおりとさせていただきますと考えております。</p> <p>②鈴鹿市総合計画2023との整合性を意識しながら追記載いたします。</p>

NO	ページ	意見	意見に対する考え方
13	20	<p>「2 日常生活圏域の設定」について、地域包括支援センターについて広域連合の委託として、既存の4包括の枠組みでの設定を前提としており、これが地域包括ケアシステムにおける第2層とされているが、そもそもこの考え方が妥当でないと考えられる。地域共生社会の考え方も取り入れるべき。</p> <p>① 鈴鹿市は、地域づくりを推進しており、地域づくり協議会がその単位に、そして考え方の基本が小学校区とあるのだから、それをもとにした形で、日常生活圏域が考えられるべき。</p> <p>② 例として、鈴鹿中部は「国府、飯野②、玉垣②、若松②」で設定されているが、国府と若松では公共交通を考えても、地域課題が大きく違いすぎる。また、若松の社会福祉協議会は箕田地区とつながっており、そのようなことを考えても、現在の区割りは妥当でない。</p> <p>③ このようなことを踏まえなければ、ランチの設置がどのようにあることが望ましいかなどについても、ずれができる恐れが非常に高い。</p> <p>④ 地域共生社会などの展開を考えると、地域における福祉拠点が必要になると考えられるが、公共施設マネジメント、公共施設等総合管理計画などの考えからすると、学校施設への統合や公民館への統合が考えられる。</p> <p>以上のような課題を考えると、日常生活圏域の設定をこのままで考えていくことは、計画そのものの推進に大きな課題となることが、容易に想定される。このリスクをそのままに計画を認めることはできない。根本的に考えを整理しなおすべきである。 (次頁へ続く)</p>	<p>日常生活圏域の設定について、様々な御意見があることは承知しておりますが、これについては、鈴鹿市高齢者福祉計画と一体となって策定される鈴鹿亀山地区広域連合の第7期介護保険事業計画の中で定められるものであり、介護サービス提供体制の整備を図るための目安とする側面があること、また、地域包括ケアシステム構築を推進する上で中心となる地域包括支援センターが、医療、介護の関係職種や、サービス利用者とのつながりについても、日常生活圏域を中心として体制構築を行っていることから、日常生活圏域は、現行案のとおりとさせていただきたいと考えております。</p> <p>また、地域づくり協議会は、第3層での地域包括ケアシステム構築の単位として考えており、地域包括支援センターが様々な場面で地域づくり協議会と連携を図りながら、お互いに持つ能力や役割を活用し合えるような関係性が望ましいと考えております。</p> <p>地域包括ケアシステムで対応すべき地域課題については、地域包括支援センターと地域づくり協議会をはじめとする様々な主体、行政が連携しながら、対応してきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。</p>

NO	ページ	意見	意見に対する考え方
13	20	<p>(前頁からの続き)  地域づくり・小学校区をひとつの単位として、それをいくつか組み合わせたものを次の単位と考える。以下、例として。</p> <p>a「庄内, 深伊沢, 鈴峰, 鈴西, 石薬師, 加佐登」, b「井田川, 庄野, 国府, 明生」, c「清和, 飯野, 牧田」, d「神戸, 河曲, 一ノ宮」, e「長太, 箕田, 若松」, f「玉垣, 桜島」, g「愛宕, 旭が丘, 稲生, 白子」, h「鼓ヶ浦, 栄, 天名, 郡山, 合川」</p> <p>このように考えた上で、現在の4包括のエリアを整理しなおす。  例として南部であれば、gとhのエリアが想定され、そのことから人口などの課題を考えると、旭が丘と稲生の重なるエリアと、郡山小を中心に天名・合川・栄のエリアに、ランチを設置すればよいのではないかと考えられる。  このようなことを考えると、現在近接した状態で存在している、北部、中部、西部の包括支援センターについて、市社会福祉協議会の施設のあり方の検討も含めて、将来的な整理がしやすくなるのではないかと考える。</p>	<p>前頁の「意見に対する考え方」をご覧ください。</p>

NO	ページ	意見	意見に対する考え方
14	23	<p>自助・互助・共助・公助の役割分担・協働での取り組み、という考え方が示されていますが、その中の「共助」として「介護保険制度などの社会制度」が位置付けられています。しかし、介護保険制度は40歳以上の国民全員が強制的に加入させられ、保険料も年金から天引きされる、健康保険制度と並ぶ「社会保障」の制度です。これを「共助」＝助け合いというのは間違いで、「公的扶助や社会保障等」の「公助」に入れるべきです。</p> <p>この章で「互助」と分けられている助け合いは、本来の「共助」概念に入るものとして考え、「共助」と「公助」を組み合わせ生活を支える、「公助」を「共助」で補完するという方法で地域包括ケアシステムを構築する、という考え方にすべきだと思います。</p>	<p>介護保険制度は社会保障制度の一つであることは認識しておりますが、国の示す地域包括ケアシステム概念の中では、被保険者相互の保険料によって成り立っている制度であることから介護保険制度を共助と位置付けております。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの実現は、地域のあらゆる主体と連携して、高齢者が最期まで自宅で過ごすことが可能な体制づくりを目指すこととしていることから、地域包括ケアシステムを構築するために、住民自らが参画して施策を積み上げていく取組が求められております。</p> <p>このため、本計画では従来の自助、共助、公助の考え方に対し、国の示す地域包括ケアシステム概念として、共助を互助と共助に分けて捉えております。</p> <p>公助につきましては、行政が主体的に責任を持って取り組まなければならない施策を示しており、それぞれの位置付けを尊重しながら、23ページに示したとおり地域包括ケアシステムを公の責任で構築すべきものと認識しておりますので、現行案のとおりとさせていただきたいと考えております。</p>
15	28	<p>「(2)地域包括支援センターの機能強化」について、地域包括ケアセンターの機能強化と広報・啓発は、鈴鹿市としても自治の課題として考えるべきで、実施主体に「市」を追記すべきと考えます。</p>	<p>地域包括支援センターの設置主体については、鈴鹿亀山地区広域連合であり、広報・啓発の実施主体としても、鈴鹿亀山地区広域連合と認識しておりますので、現行案のとおりとさせていただきたいと考えておりますが、市といたしましても、その広報・啓発について協力してまいります。</p>
16	29	<p>「(3)地域資源を活用した支援体制づくり」について、自治会が主体の中に入っているにもかかわらず、29Pの取組の中に、関連する記述がないのはおかしいのではないのでしょうか。せめて「地域福祉意識の啓発」の部分で記述すべきと考えます。</p>	<p>「地域づくりの支援」の取組の中で、「地域の関係団体」という表記は、自治会も含むと認識しておりますので、現行案のとおりとさせていただきたいと考えております。</p> <p>また、「地域福祉意識の啓発」についても、様々な主体と協力しながらの取組になると認識しておりますので、現行案のとおりとさせていただきたいと考えております。</p>

NO	ページ	意見	意見に対する考え方
17	30, 31	<p>「(1)社会参加をめざした支援体制づくり」について、自治会などにおける活動の支援の観点がないのはおかしいと考えるので、主な取組に「自治会における事業の支援」を追記して、取組み内容で「自治会を主体とした高齢者の福祉支援や事業を支援していきます。」とし、実施主体を「市(地域協働課)」とすべきと考えます。</p>	<p>社会参加を目指した支援体制につきましては、多様な主体による事業の推進が必要となりますが、自治会については、30ページの「地域づくりの支援」の取組の中で、「地域の関係団体」という表記に含まれると認識しておりますので、現行案のとおりとさせていただきますと考えております。</p>
18	33	<p>「一般介護予防事業」について、実施主体が広域連合だけになっているものがあるが、それらを「市、広域連合」として、鈴鹿市の自治の課題としてはつきり認識するようにすべきと考えます。</p>	<p>一般介護予防事業で実施主体が「広域連合」となっている「介護予防の対象者の把握」や「一般介護予防事業の評価」については、鈴鹿亀山地区広域連合が事務を所管することから、現行案のとおりとさせていただきますと考えております。</p>
19	35	<p>「(1)認知症の理解を深めるための普及啓発の推進」について、この課題は地域住民全体の課題ととらえた上で、「認知症の知識の普及啓発」の取組内容に「PTAなどを通じた啓発活動」を追記すべきと考えます。親をどうみるかだけでなく、この世代が認知症になりにくくすることも重要と考えます。</p>	<p>認知症の知識の普及啓発は、PTAも含め、あらゆる世代、職種や立場の人に行うものであると認識しておりますので、現行案のとおりとさせていただきますと考えております。</p>
20	39～41	<p>この章において、いわゆる「終活」の考えを取り入れるべきでは。横須賀のような方式を。 参考:「終活」支援で官民連携 <a href="http://www.nikkeibp.co.jp/atcl/tk/PPP/report/091200001/">http://www.nikkeibp.co.jp/atcl/tk/PPP/report/091200001/</a></p>	<p>本市においては、「終活」は、介護予防の側面と、医療と介護の連携の側面から捉えており、その意味からいわゆる「エンディングノート」につきましても、38ページの(2)住民意識向上のための普及啓発促進において、「在宅医療や看取り等の知識の普及啓発」の中で取り組んでまいりますので、現行案のとおりとさせていただきますと考えております。</p>

NO	ページ	意見	意見に対する考え方
21	44	「市営住宅への高齢者等の優先入居」について、「あんしん賃貸」の考えも追記しておくべきと考えます。	「住宅の相談支援」の取組内容であんしん賃貸支援事業の考えに触れておりますので、現行案のとおりとさせていただきたいと考えております。
22	45	「情報伝達手段の構築」について、メルモニシステムだけの記述は、あまりにもお粗末ではないか。SNSの活用や、アプリの作成といった観点も記述しておくべきと考えます。	45ページの「情報伝達手段の構築」の取組については、御意見を受け修正いたします。また、46ページの「交通安全・防犯意識の高揚」の取組内容についても、同様に修正いたします。
23	46	「ノンステップバスの導入」について、この恩恵を受けることができるのは、一部市内の住民だけであり、公平性に欠けるのではないのでしょうか。主な取組を「移動困難な人たちへの支援」とし、取組内容に「ノンステップバスの導入や、住民が主体となる新しい取組の支援を検討します。」とすべきと考えます。	ノンステップバスの導入は、高齢者が公共交通機関を利用しやすいように環境を整えるということから取組として記載しており、住民が主体となる新しい取組の支援については、福祉施策も含めた、地域課題の解決に向けた取組の中で整理していくものと認識しておりますので、現行案のとおりとさせていただきたいと考えております。